

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の 被災地等の医療機関の皆様へ（第 9 報）

1 被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

一部負担金等の支払猶予の対象

一部負担金等の支払いを猶予される対象者として以下の申し立てをした者が追加されました。

* 原子力災害対策特別措置法第 20 条の第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

支払猶予の取扱いの期間

当面、5 月までの診療等分について、5 月末日まで支払いを猶予する取扱いとなります。

ただし、主たる生計維持者の行方が不明である旨を申し立てした被災者の場合は、5 月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限られます。

なお、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退きまたは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるための避難又は退避を行っている旨申し立てをした者は、指示の解除の対象となった場合であっても、5 月までの診療等分について、5 月末日まで支払いを猶予する取扱いとなります。

【参考】[\[平成 23 年 4 月 22 日付け事務連絡\]「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 5）」](#)（厚生労働省保険局医療課）

2 4月診療等分の請求の取扱いについて

概算による請求

災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に所在する医科の医療機関で3月の1ヵ月分を概算による請求を行った場合に限り、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、4月の1ヵ月分についても概算による請求が行えます。

概算請求を行う場合は、平成23年5月10日までに[概算請求届出書](#)を支払基金に提出します。

通常の方法による請求

4月診療等分の診療報酬等の請求の取扱いについては、3月診療等分と同じ扱いとなります。

ただし、4月診療分に係る診療報酬請求書等の提出期限は、通常どおり5月10日（火）までとなります。

【参考】[\[平成23年4月22日付け事務連絡\]「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（4月診療等分）」](#)（厚生労働省保険局医療課）

3 4月診療等分の診療報酬等の按分方法について

概算請求による診療報酬等の按分方法

概算請求が行われた診療報酬等に関する保険者等の支払については、保険医療機関ごとに、平成22年11月診療分から平成23年1月診療分までの各保険者の当該保険医療機関に対する診療報酬等支払実績に基づき按分することとなります。

ただし、平成22年11月診療分から平成23年1月診療分までの間において、当該保険医療機関に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分対象から除くとされています。

公費負担医療の診療報酬及び高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金による一部負担金の一部の支払についても上記に準じた取扱いとなります。

保険者が特定できない場合の診療報酬等の按分方法

保険者が特定できないレセプトの診療報酬等に関する各保険者の支払は、患者の住所地又は事業所の所在地が属する県内において災害救助法の適用市町村（東京都の区域を除く）に所在する全ての保険医療機関等に対する平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの各保険者の診療報酬等支払実績に基づき按分することとなります。

ただし、平成22年11月診療等分から平成23年1月診療等分までの間において、当該保険医療機関等に対する診療報酬等支払実績が1回のみ保険者は、按分対象から除くとされています。

指定公費による一部負担金の一部の支払についても上記に準じた取扱いとなります。

【参考】[\[平成23年4月22日付け事務連絡\]「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の按分方法等について（4月診療等分）」](#)（厚生労働省保険局保険課他）

4 オンライン等で請求が行えず、紙レセプトで 請求する場合の取扱いについて

紙レセプトで請求を行う場合の届出について

震災に伴う電気通信回線の機能障害やレセプトコンピュータの故障等により、オンライン又は電子媒体で請求が行えない場合は、請求省令において、あらかじめ審査支払機関に届け出ることとなっていますが、事前に届出を行えない場合の取扱いとして、

事前に書面による請求を行う旨を審査支払機関に届出を行う必要はなく、

療養の給付費等の請求時に届出を行い、

届出内容を確認できる資料は請求の事後に、速やかに審査支払機関に提出すればよい。

とされています。

なお、災害救助法の適用地域（東京都の区域を除く）に震災の日において所在地を有する保険医療機関等で、請求省令附則第4条5項第5号に該当する旨を、審査支払機関に届け出ている保険医療機関等については、平成23年8月の診療報酬請求時までの間、猶予届の届出を免除することとされました。

【参考】 [\[平成23年3月30日付け事務連絡\]「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について」（厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室）](#)

[\[平成23年4月22日付け事務連絡\]「平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う療養の給付費等の書面による請求について（その2）」（厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室）](#)

【照会先】 最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03-3591-7441（内線 333 334 335）

メール jt01@ssk.or.jp